

## 原子力関連費用の託送料金による回収額の申請について

当社は、本日、電気事業法施行規則第45条の21の3および6の規定に従い、一般送配電事業者の託送料金を通じて回収を行うこととされている「賠償負担金<sup>※1</sup>」および「廃炉円滑化負担金<sup>※2</sup>」の額について、経済産業大臣に承認申請を行いました。

- ※1 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく賠償への備え(一般負担金)のうち、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故以前に確保しておくべきであった費用(過去分として今後40年で回収)
- ※2 原子力発電所の廃炉を円滑に実施するため、廃炉後においても分割計上が認められた費用(当社の場合、伊方発電所1・2号機分)

### <承認申請の概要>

	申請額
賠償負担金*	127 億円
廃炉円滑化負担金	573 億円

\* 40年の総額のうち、当初の5年間の回収申請額

なお、今回の回収額の申請に伴い、託送供給等約款の改定が想定されますが、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮して、改定時点では、小売料金の値上げを行わないことを検討しております。

以 上

(別紙1) 賠償負担金承認申請書

(別紙2) 廃炉円滑化負担金承認申請書

賠償負担金承認申請書

経企企発令2第1号  
令和2年7月17日

経済産業大臣  
梶山 弘志 殿

香川県高松市丸の内2番5号  
四国電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

電気事業法施行規則第45条の21の3第1項の規定により、次のとおり賠償負担金の額の承認を受けたいので申請します。

賠償負担金の総額	101,588,908,000 円
五年間に回収しようとする賠償負担金の額	12,698,613,000 円
各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額 (各一般送配電事業者の商号及び住所)	94,500,965,000 円 〔商号：四国電力送配電株式会社 住所：香川県高松市丸の内2番5号〕
	778,005,000 円 〔商号：東京電力パワーグリッド株式会社 住所：東京都千代田区内幸町1丁目1番3号〕
	985,473,000 円 〔商号：中部電力パワーグリッド株式会社 住所：愛知県名古屋市東区東新町1番地〕
	5,324,465,000 円 〔商号：関西電力送配電株式会社 住所：大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号〕

以上

賠償負担金承認申請額 内訳

賠償負担金の総額(第45条の21の3第2項第1号関係)

区分	単位	申請額
1. 平成27年度の一般負担金の額	(円)	160,131,200,000
2. 原子力発電事業者の原子力発電工作物の出力の合計 (平成23年度の一般負担金率の算定の基礎となるもの)	(kW)	149,113,000
3. 一般負担金のkW当たりの単価 (1. ÷ 2.)	(円/kW)	1,073.89
4. 原子力発電事業者の原子力発電工作物が平成23年3月31日までに運用されていた期間の累積出力の合計	(kW)	3,504,194,879
5. 賠償への備え(過去分)総額 (3. × 4.)	(円)	3,763,119,838,000
6. 平成23年度から令和元年度までの一般負担金の額の合計額	(円)	1,323,304,650,000
7. 賠償負担金の総額 (5. - 6.)	(円)	2,439,815,188,000
8. 自社の原子力発電工作物が平成23年3月31日までに運用されていた期間の累積出力の合計	(kW)	145,907,500
9. 自社の賠償負担金の総額 (7. × (8. ÷ 4.))	(円)	101,588,908,000

5年間に回収しようとする賠償負担金の額(第45条の21の3第2項第2号関係)

区分	単位	申請額
10. 5年間に回収しようとする賠償負担金の額 (9. × (5年間 ÷ 40年間))	(円)	12,698,613,000

各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額(第45条の21の3第2項第3号関係)

区分	単位	申請額
11. 東京電力パワーグリッド株式会社の回収すべき賠償負担金の額	(総額)	(円) 778,005,000
	(5年間)	(円) 97,250,000
12. 中部電力パワーグリッド株式会社の回収すべき賠償負担金の額	(総額)	(円) 985,473,000
	(5年間)	(円) 123,183,000
13. 関西電力送配電株式会社の回収すべき賠償負担金の額	(総額)	(円) 5,324,465,000
	(5年間)	(円) 665,555,000
14. 四国電力送配電株式会社の回収すべき賠償負担金の額	(総額)	(円) 94,500,965,000
	(5年間)	(円) 11,812,625,000

(別紙2)

廃炉円滑化負担金承認申請書

経企企発令2第2号  
令和2年7月17日

経済産業大臣  
梶山 弘志 殿

香川県高松市丸の内2番5号  
四国電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

電気事業法施行規則第45条の21の6第1項の規定により、次のとおり廃炉円滑化負担金の額の承認を受けたいので申請します。

廃炉円滑化負担金の額	57,339,027,962円
各一般送配電事業者ごとの回収すべき廃炉円滑化負担金の額 (各一般送配電事業者の商号及び住所)	57,339,027,962円 ( 商号：四国電力送配電株式会社 住所：香川県高松市丸の内2番5号 )

以 上

## 廃炉円滑化負担金承認申請額 内訳

### 廃炉円滑化負担金の額(第45条の21の6第2項第1号関係)

(単位:円)

区分	申請額
1. 原子力特定資産簿価	7,486,690,925
2. 原子力廃止関連仮勘定 (原子力廃止関連仮勘定簿価及び原子力廃止関連費用相当額)	43,833,727,236
3. 原子力発電施設解体引当金の要引当額	6,018,609,801
4. 廃炉円滑化負担金の額	57,339,027,962

### 各一般送配電事業者ごとの回収すべき廃炉円滑化負担金の額(第45条の21の6第2項第2号関係)

(単位:円)

区分	申請額
5. 四国電力送配電株式会社の回収すべき廃炉円滑化負担金の額	57,339,027,962